

第3期 障がい福祉計画の考え方 ～厚生労働省資料から～ 2011/3/23

1 基本理念等

現基本指針の基本的理念・基本的考え方、市町村及び都道府県障害福祉計画に定める事項等については、考え方は変更しないが、必要な時点修正等を行う。

< 現計画の基本理念 >

障害者等の自己決定と自己選択の尊重

実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化

地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

< 現計画の基本的考え方 >

全国どこでも必要な訪問系サービスを保障

希望する障害者等に日中活動系サービスを保障

グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進

福祉施設から一般就労への移行等を推進

< 計画期間 >

○平成24年度から平成26年度までの3年間とする。

○ただし、障害者総合福祉法（仮称）の平成25年8月までの実施を目指しており、計画期間中に計画を見直すこととなる可能性がある。

2 数値目標の設定方法

○施設入所者の地域生活への移行

次の数値を基本としつつ、都道府県等において、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。なお、既に次の数値を上回る都道府県等においてはさらに高い目標値を設定されたい。

項目	基準時点	終了時点	第3期計画の数値目標	備考
ちいきこうしゃすう 地域移行者数	へいせい ねん がつ にち 平成17年10月1日	へいせい ねん どもつ 平成26年度末	わりいじょう 3割以上	じどうふくしほう かいせい 児童福祉法の改正により、18歳以上の にゅうしよしゃ しやうがいしゃ じりつ しえんほう 入所者について 障害者自立支援法に もと しやうがいしゃ しえん しせつとう りよう 基づく 障害者支援施設等として利用させ る こととした施設を除いて設定する。
にゅうしよしゃ さくげんすう 入所者の削減数			わりいじょうげん 1割以上減	

○退院可能精神障害者の減少に係る数値目標

社会的入院の解消に向けての客観的な指標としてどのようなものが適切か、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」報告書や「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(平成22年6月29日閣議決定)、「新たな地域精神保健医療の構築に向けた検討チーム」の検討も踏まえながら、本年夏を目途にお示しする。

○就労支援事業の数値目標

これまでの計画の考え方を基本として、実績や地域の実情を踏まえて設定する。

- 福祉施設から一般就労への移行については、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上。
- 平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本。
- 平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを基本。

3 サービスの見込量及び入所定員総数の設定方法

現基本指針で示しているサービスの見込量及び入所定員総数の算出に当たっての指針は、数値目標に係るものを除き、変更の必要がないため、基本的に変更しない。

旧体系施設が全て新体系に円滑に移行できるようサービス量を見込むこととする。

18歳以上の障害児施設入所者については、障害者施策(障害者自立支援法)で対応することとなるが、地域移行者数及び入所者の削減数に係る数値目標や、サービスの見込量、入所定員総数を設定する際には、児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて行うものとする。この場合、児童福祉法の改正に伴う知的障害児施設等から障害者支援施設等への移行に際して、都道府県においては、障害者支援施設の入所定員総数が計画上の入所定員総数を上回る場合であっても指定を行うなど、移行が円滑に進むよう留意されたい。また、計画上の数値目標・見込量・入所定員総数には含まないものの、当該施設の入所者についても、計画的に地域移行を進めるのが望ましい。

各種経過措置の取扱いや、障害者自立支援法の改正により創設されるサービス(相談支援、同行援護)の見込量の考え方については、サービス内容の検討状況を踏まえ、追ってお示しする。

4 作成のプロセス

数値目標・見込量・入所定員総数を定めるに当たっては、現場のニーズを踏まえることが必要であるが、各都道府県等において、ニーズ調査の実施や自立支援協議会の活用などにより、その把握に努められたい。

障害者自立支援法の改正により、自立支援協議会が法律上位置づけられ、自立支援協議会を設置した都道府県等は、障害福祉計画を定め、又は、変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないこととなる。その施行日は、平成24年4月1日を予定しているが、改正の趣旨を踏まえ、「第3期障害福祉計画(平成24年度～)」の作成に当たっても、自立支援協議会の意見を聴くよう努めることが望ましい。